様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月 8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃしまだぐみ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社島田組  （ふりがな）しまだ　かなた  （法人の場合）代表者の氏名 島田　奏大  住所　〒949-7302  新潟県 南魚沼市 浦佐４７０番地６  法人番号　1110001026321  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　島田組 DX推進計画 | | 公表日 | ①　2023年 7月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社ホームページ＞DX推進計画  　https://simadagumi.co.jp/dx/  　DX推進計画＞経営者メッセージ、具体的方策 | | 記載内容抜粋 | ①　◆具体的方策  私たち島田組は「人とまちの幸せを創造する」ことを目指します。  ◆経営者メッセージ  『DX推進の取り組みについて』  私たちを取り巻く環境は情報化社会となりＩＴ化・ＤＸ化が進んできています。少子高齢化も相まって労働力人口の減少という影響も強く出ています。DX化は労働力人口減少を打開する一筋の光となるため、弊社もDX化を推進していきたいと考えております。弊社も市場においてＤＸを推進する企業として高い生産性で顧客に付加価値を提供し、地域のＤＸ化の推進リーダーになるために先進的なＩＴ技術を活用した取り組みを目指していきます。  弊社は「土木」「建築」「住宅事業」「鉄道工事」にて“まちづくり”を行う総合建設業です。「地域の人と社会を豊かにし、生活を守る企業でありたい」という思いのもと、地域の方たちの生活環境や地域発展、鉄道の保全・管理によりライフラインを守る“まちづくり”を行っております。弊社もＤＸ化を取り入れている最中ではありますが、変化の激しい現在の社会環境にいち早く対応し、スピード感を持ち、技術力のさらなる向上により、地域のインフラ整備という側面からも地域の方に対してより質の高いサービス提供ができるように努めていきます。  これからも最新の技術を導入し、DX化や現場のICT化を推し進め、建設業界のデジタル化推進を牽引していきたいと考えております。ペーパーレスによる環境への配慮と、業務効率化により生産性を上げることで従業員のライフワークバランスの確保にもより力を入れていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関である取締役及び役員にて承認され、ＨＰに公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　島田組 DX推進計画 | | 公表日 | ①　2023年 7月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社ホームページ＞DX推進計画  　https://simadagumi.co.jp/dx/  　DX化推進計画＞具体的方策 | | 記載内容抜粋 | ①　◆具体的方策  私たち島田組は「人とまちの幸せを創造する」ことを目指します。  従業員の働く環境の改善を行い、サービスの向上を進めるために、書類管理や業務効率化の観点から電子化・システム導入が必要と考え、クラウドストレージやクラウド会計ソフトを導入しました。  社外からの書類確認もスムーズになり、社員間の情報共有や作業効率向上のため、グループウェアの活用、スマートフォンやタブレット端末の導入を行っています。  スマートフォンの貸与、タブレット端末の導入などにより電子化された情報をクラウドストレージで利用、グループウェアにて情報共有することで業務効率の向上、クラウド会計ソフトの導入により手作業での業務削減を進めていきます。  各部署、各拠点で行っていた作業を集約することで効率化を図り、今後もソフトやサービスの導入と、効率的な働き方を推進していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関である取締役及び役員にて承認され、ＨＰに公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　島田組 DX推進計画  　DX推進計画＞ＤＸ推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　◆ＤＸ推進体制  「ＤＸ推進委員会」を設置し、推進責任者をDXプロジェクトの主担当としDX化を推進し、外部専門家とも連携を深め、体制を強化いたします。  自社HPやSNSに自社の取り組みを広報し、ステークホルダーへの情報提供ならびに全従業員へ進捗の状況報告をするとともにデジタル化への意識を高めています。  プロジェクト責任者：代表取締役　　　　　島田奏大  推進委員会責任者　：総務部　　　　　　　高野寿樹  ◆人材育成・確保  デジタルスキル習得に関わる研修やセミナーへ年１回以上参加し、デジタル化に対する技能向上に努め、デジタルスキル研修を受講した従業員の割合を増加させていきます。  自社内で人材確保が難しい状況が生じた場合、外部委託等も含めた人材確保も視野に入れ、積極的に社内外への広報（アウトプット）を行うことにより、全従業員のデジタル化への意識を高めていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　島田組 DX推進計画  　DX推進計画＞計画達成のための指標 | | 記載内容抜粋 | ①　◆計画達成のための指標  ・デジタル技術の導入にあたり、毎年予算を設け導入をしていく。  ・社内システムの再構築を含め、常に改善提案を行っていく。目標:１件/１月  ・クラウドシステムの普及と活用を進め、業務作業効率の向上とペーパーレス化を目指していく。  ・情報共有を確実なものとするため、グループウェアなど情報共有ツールの活用率を高め、リアルタイムで情報共有し合う仕組みを推進していく。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　島田組 DX推進計画 | | 公表日 | ①　2023年 7月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社ホームページ＞DX推進計画  　https://simadagumi.co.jp/dx/  　DX推進計画＞計画達成のための指標、人材育成・確保 | | 記載内容抜粋 | ①　・社内システムの再構築を含め、常に改善提案を行っていく。目標:１件/１月  ・毎事業年度終了後にKPI の達成状況を確認し、あらかじめ設定していたKPIとの差異を分析する。原因分析を行い、課題を明らかにする。次年度の課題とし、前年度の数値を上回るようにしていく。  ・デジタルスキル習得に関わる研修やセミナーへ年１回以上参加し、デジタル化に対する技能向上に努め、デジタルスキル研修を受講した従業員の割合を増加させていきます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 7月26日 | | 発信方法 | ①　島田組 DX推進計画  　弊社ホームページ＞DX推進計画  　https://simadagumi.co.jp/dx/  　DX推進計画＞経営者メッセージ | | 発信内容 | ①　『ＤＸ推進の取り組みについて』  私たちを取り巻く環境は情報化社会となりＩＴ化・ＤＸ化が進んできています。少子高齢化も相まって労働力人口の減少という影響も強く出ています。DX化は労働力人口減少を打開する一筋の光となるため、弊社もDX化を推進していきたいと考えております。弊社も市場においてＤＸを推進する企業として高い生産性で顧客に付加価値を提供し、地域のＤＸ化の推進リーダーになるために先進的なＩＴ技術を活用した取り組みを目指していきます。  弊社は「土木」「建築」「住宅事業」「鉄道工事」にて“まちづくり”を行う総合建設業です。「地域の人と社会を豊かにし、生活を守る企業でありたい」という思いのもと、地域の方たちの生活環境や地域発展、鉄道の保全・管理によりライフラインを守る“まちづくり”を行っております。弊社もＤＸ化を取り入れている最中ではありますが、変化の激しい現在の社会環境にいち早く対応し、スピード感を持ち、技術力のさらなる向上により、地域のインフラ整備という側面からも地域の方に対してより質の高いサービス提供ができるように努めていきます。  これからも最新の技術を導入し、DX化や現場のICT化を推し進め、建設業界のデジタル化推進を牽引していきたいと考えております。ペーパーレスによる環境への配慮と、業務効率化により生産性を上げることで従業員のライフワークバランスの確保にもより力を入れていきます。  代表取締役　島田奏大 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。